

令和4年9月26日

一般社団法人日本塗料工業会 御中

経済産業省製造産業局
素 材 産 業 課

爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等が
とるべき措置の周知・指導の徹底に関する依頼について

警察庁警備局警備企画課長名で、別添（令和4年9月21日付け「爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等がとるべき措置の周知・指導の徹底に関する依頼について」）により当省に協力依頼がありました。

つきましては、爆発物の原料となり得る化学物質（塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）の適正な保管理の徹底等について、貴団体会員に下記事項の周知徹底をお願いいたします。

また、警察官からその職務上、貴団体に爆発物の原料となり得る化学物質の製造、輸入、販売事業者に係る名簿の閲覧請求があった場合には協力していただけるようお願い申し上げます。

記

1. 爆発物の原料となり得る化学物質（塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）について、関係法令に基づく譲渡手続や交付制限及び譲渡の記録に関する書面（電磁的記録を含む。）の適切な保管等の遵守並びに盗難・紛失防止対策の強化を図るなど、適正な管理を徹底すること。
2. 上記化学物質の取引に際しては、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を確実に行うとともに、特にインターネットを利用した販売を行う場合には、本人性を確実に確認するための措置を講じること。
3. 上記化学物質の取引に際し、通常取引がないのに大量に購入しようとする者、不自然に連続して購入しようとする者、又は氏名、住所若しくは使用目的等を明らかにすることを拒否し若しくはあいまいにする者など、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る情報（人定事項、電話番号等連絡先又は車両ナンバー等）を把握し、さらに、安全な取扱に不安があると認められる顧客に対しては、販売を差し控えること。
4. 上記化学物質の盗難・紛失事案が発生した場合や、3に該当する顧客など不審動向が認められる場合には、速やかに警察に通報するとともに、不審点解明に向けた必要な情報提供を行うこと。

以上